

前回政策対話の議論

第9回政策対話では、第4回国際化学物質管理会議（ICCM4）の結果報告と、今後の政策対話の議題等について議論を行った。

【第4回国際化学物質管理会議（ICCM4）の結果について】

- ICCM4へはNGOなども参加。国際的にも化学物質管理に対する関心の高まりを感じた。NGOはオブザーバーではなくステークホルダーとして位置づけられており、積極的に発言し国家間の調整役を担う場面もあった。市民参加のあり方を考える上で参考になった。（橘高氏）
- SAICMの枠組みでは、廃棄物管理と化学物質管理を併せて進めていくこととしているが、日本ではこれまで併せて議論されることが無かったと思うので、この点は課題と感じた。（中地氏）
 - 水銀に関しては、大気、製品、廃棄物の会議が連携して検討していく体制となっている。今後ライフサイクル全体での取組が根付いていくよう発信し、検討していきたい。（崎田氏）
- 化学工業会も参加したが、非常に冷静かつ建設的な議論ができたと評価している。（庄野氏）

【今後の政策対話の議題等について】

<テーマの設定について>

- 廃棄物については今後議題として取り上げることはないのか。議題として採用する、採用しないというのは、メンバーが決定することではないのか。（有田氏）
 - 複数のメンバーから挙がってきたものということで、3テーマ挙げているが、その他のテーマを取り扱わないということではない。何も無い状態で議論すると発散してしまうので、今回はひとまず3つのトピックを用意したと理解。（村山座長）

<事故・災害に備えた化学物質の管理について>

- 大阪府では、大規模災害時の化学物質によるリスク低減の取組を行っているなかで、情報を市町村の消防に提供し、活用方策について意見交換を開始。利根川事故の際には、状況確認のためにPRTRのデータを活用。こういった対応についても、国として取り組んでいただきたい。（谷口氏）
- 地震に対する国や地方自治体の取組、化学工場の対応等の事例について関係者から情報提供いただき、取組のあり方について議論すべきではないか。（中地氏）
- 緊急時の対応計画を策定し、周辺住民とのコミュニケーションをという点、EU最大級の薬品工場における先進事例について取材したことがある。事業者の方には、住民の思いや安全管理の取組をどう発信したら良いか理解いただくことも重要。先進事例などをもとに議論する必要。（崎田氏）
- 二次災害の防止のためにも、PRTR対象物質について、貯蔵量の届出についても法律で義務付けることを検討いただきたい。また、緊急時の対応計画策定についても、化管法に盛り込んでいただきたい。（橘高氏）
- 化学物質のライフサイクルのどの段階で事故があり得るか、現在の法律の対応状況と課題を整理して議論すべき。また、情報提供というのは、教育も関わるなど、3つのテーマも相互に関係。大きなマトリックスを作って整理するのも一案。（北野座長）

<製品中化学物質の情報共有について>

- 購入、使用、分別、廃棄といったライフサイクルの各段階で必要な情報が提供されているかどうか、足りない点は何か議論すべき。GHSの情報もB to Bまでは伝達されているが、消費者製品は自主的取組にとどまっており、この点も課題。(崎田氏)
 - 消費者製品への表示が法律でどの程度義務付けられているのか、物質、製品、表示方法の現状を踏まえ議論すべき。せめて表示だけはしていただきたい。(中下氏)
 - サプライチェーンの川上から川下へと情報が伝達されて、さらに消費者製品まで伝達されているかどうか、課題は無いのか、確認いただきたい。(崎田氏)
 - 消費者製品だけでなく、工業用製品も含めて、幅広い対象についてリスクを減らすための化学物質管理を議論する必要。(庄野氏)
- 消費者製品、例えば、殺虫剤について廃棄のための情報が不足していること、特別な処理をしている自治体が少ないことも課題。(中下氏)
 - 消費者が環境汚染の原因になっていないかチェックすべきという指摘と理解。(亀屋座長)
 - 家庭で余った塗料を廃棄するような場合に、各自治体がどのような処分を行っているのか、京都市の事例などを参考に、現状と課題を検討してはどうか。(中地氏)
- B to BとB to Cでは情報提供の際の物質名が異なるため、消費者が毒性などを調べようとしても調べることができない。(橋高氏)
 - JISで物質名を統一していく方向にあると聞いているが、どうなっているか。(有田氏)
 - 新規化学物質について物質名を公示する場合に、労働安全衛生法と化審法で統一していく方向で検討。但し既存化学物質については、対象になっていない。(経済産業省)
 - 化粧品による白斑の問題が明らかになった際、愛称として製品に表示されている成分の名称と、マスコミ報道での名称が異なっていて消費者が分からないという問題があった。(有田氏)

<人材育成について>

- 第三者機関が必要という点は賛成で、例えば用語の定義も、第三者機関によって検討し明確化できると良い。また、自由に意見交換できるような場や、リスクコミュニケーションの人材育成も必要(井上氏)
- コンビナート政策交流会で防災や事故に焦点を当ててきており、運転員の安全確保、化学物質が流出した場合の対応について検討。日本化学工業協会のケミカルリスクフォーラムの取組も重要。化学の基本的な知識、ケミカルリテラシーの向上についても取り組んでいきたい。(山本氏)
- 厚生労働省の審議会において、人材育成の議論が行われている。特に学校教育とどう連携していくのか、社会的地位、経済的待遇をどう確保していくのか、コミュニケーションのできる人材をどう育成していくのか重要。(丸田氏)
- 義務教育課程で化学物質に関する基本的な理解ができることが望ましい。例えば SDS の読み方でも、発がん性の情報なしということが、安全だと誤解されてしまうことがある。データが無いというのは、安全だとはいえないのだという見方ができるようになってほしい。(庄野氏)
 - 文部科学省でもリスクコミュニケーションについてどう教育に盛り込んでいくのか議論され、

報告書が出ているところであり、こういった成果を踏まえて今後議論を深めていくこともできるだろう。(村山座長)

- 義務教育が重要という点に同意。化学物質の影響を受けやすい胎児を妊娠する母親、また、子どもを育てる父親も知識が必要。(中下氏)
- 企業と住民とリスクコミュニケーションの場でファシリテーターを務めることがあるが、問題意識が違っていることがわかり良かった、今後の取組に生かしたいという感想をいただく。リスクコミュニケーションでは、専門家の側の傾聴と謙虚な姿勢が重要。(有田氏)

【その他 労働安全衛生法の改正について】

- リスクアセスメントの結果を労働者へいかにわかりやすく伝えていくか、人材育成の観点からも教育推進事業を進めていっていただきたい。(中地氏)
- 胆管がんの事例で、被害が出ていることがわかりつつあったのにハローワークから紹介され、新たに就職した方がまた被害にあうようなことがあったと聞いている。職場環境をハローワークでも把握し、労働者の側に知らせるような方法は無いのか。(有田氏)
- まず問題のある環境を改善することが重要と考える。(厚生労働省)

以上